

本宮市上下水道施設管理等包括業務委託
優先交渉事業者審査基準

令和8年6月

本宮市 建設部 上下水道課

目 次

第1章 審査方法	1
1. 優先交渉事業者審査基準の位置付け	1
2. 審査方式	1
3. 委員会の設置	1
4. 優先交渉事業者の選定	1
第2章 審査内容	1
1. 提案内容の審査	1
2. 評価点の算定方法	2
3. 提案審査の評価項目、評価の内容及び配点	3

第1章 審査方法

1. 優先交渉事業者審査基準の位置付け

本審査基準は、本宮市が本宮市上下水道施設管理等包括業務委託の優先交渉事業者を決定するにあたっての手順、方法、評価基準を示したものである。

2. 審査方式

優先交渉事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本業務の目的に最も合致した業務遂行能力を有する事業者を選定する。

3. 委員会の設置

市は、本業務に関する事業者からの書類及び提案を審査するため、本宮市上下水道施設管理等包括業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4. 優先交渉事業者の選定

優先交渉事業者は、本審査基準の第2章審査内容に基づく審査の結果、参加事業者の中で最も得点の高い者を選定する。

なお、総合評価点が最も高い者が2以上ある場合は、業務見積額の低い者を優先交渉事業者として選定する。

第2章 審査内容

1. 提案内容の審査

市は、参加資格審査を通過した参加事業者を対象として、提案内容の確認等のため、参加事業者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。実施の詳細については、事前に参加事業者に通知するものとする。

(1) 実施時期等

委員会及び市は、提案内容の確認のため、参加事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。実施時期は令和8年10月上旬頃を予定し、日時及び場所等の詳細については事前に参加者に通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

参加事業者によるプレゼンテーションは、次のとおり行う。なお、その他事項については、実施時期等と併せて通知するものとする。

- ①参加人数は7名以内とし、本業務における業務遂行責任者（予定者）は必ず出席すること。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ③プレゼンテーションは、1参加事業者につき30分以内とし、ヒアリングは20分程度とする。
- ④プレゼンテーションは、事業提案書に記載したものに限るものとし、追加の提案は認めない。
- ⑤プレゼンテーションに必要な機材等については、市が準備するもののほか、必要な機材等があるときは、参加事業者が準備するものとする。

2. 評価点の算定方法

(1) 業務提案評価点の算定方法

「3. 提案審査の評価項目、評価の内容及び配点」に示す評価の視点から業務提案の内容を項目ごとに以下のとおり5段階に評価し、その合計点を業務提案評価点とする。なお、業務提案評価点は、小数点第2位まで算出するものとする。

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目において非常に優れている	配点×1.00
B	当該評価項目において優れている	配点×0.75
C	当該評価項目において適切な提案がなされている。	配点×0.50
D	要求水準は満たしているものの、当該評価項目において具体的かつ適切な提案がない。	配点×0.25
E	要求水準を満たしていない。	配点×0.00

(2) 価格提案評価点

価格提案評価点は、予め定める次の算定式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 30 - \frac{(\text{当該参加事業者の見積額} - \text{最低見積額})}{\text{最低見積額}} \times 30$$

(3) 総合評価点の算出

$$\begin{aligned} \text{「総合評価点」} &= \text{「業務提案評価点」} + \text{「価格提案評価点」} \\ \text{満点200点} &= 170点 (\text{※1}) + 30点 (\text{※2}) \end{aligned}$$

※1 業務提案評価点が85点未満の場合は失格とする

※2 提案見積額が本宮市上下水道施設管理等包括業務委託公募型プロポーザル実施要領第1章の3. 提案見積の限度額を超えた場合は失格とする。

3. 提案審査の評価項目、評価の内容及び配点

評価項目	評価の内容	枚数	配点
1. 業務遂行能力に係る評価		小計	20
(1) 事業の実施方針	・本業務に取り組むための基本方針 ・市の事業目的（各計画の内容含む）との整合	1	10
(2) 業務実績	・上下水道施設の運転管理業務の受託実績	2	10
2. 業務運営計画、実施体制に係る評価		小計	45
(1) 業務実施体制	・業務上の組織体制、人員配置、役割分担（代表企業及び構成企業）、配置人員の資格と実績、労働安全衛生の計画（要求水準書に係る従事者の配置及び配置基準）	5	15
(2) 人材育成に関する考え方	・人材育成、運営ノウハウの継承方法	2	5
(3) 業務リスクに対する考え方	・リスクの把握、回避手法の検討	2	5
(4) 事業計画の安定性・確実性	・資金計画、収支計画の妥当性	2	5
(5) 地域への貢献	・地元企業、地元人材の活用に係る提案	3	10
(6) 環境への配慮	・環境負荷の軽減	1	5
3. 水道施設・下水道施設維持管理業務に係る評価		小計	85
(1) 水道施設維持管理業務	・業務実施計画 (要求水準書第2章「水道事業に係る要求水準」に示す各業務に関する実施計画、維持管理運営のサービス基準、技術力)	6	45
(2) 下水道施設維持管理業務	・業務実施計画 (要求水準書第3章「下水道事業に係る要求水準」に示す各業務に関する実施計画、維持管理運営のサービス基準、技術力)	4	25
(3) 危機管理	・危機管理に関する計画 (要求水準書第4章「危機管理に係る要求水準」を踏まえた災害・事故等の緊急時の上下水道各施設への対応)	3	10
(4) 業務引継	・運営開始時及び運営期間終了時の業務引継ぎ期間における引継ぎ方法（要求水準書第6章「契約終了時の措置」を踏まえた考え方）	2	5
4. 施設の改築更新計画改定支援業務		小計	20
(1) 水道事業アセットマネジメント計画改定支援	・アセットマネジメントの考え方やマネジメント手法等に係る提案	2	10
(2) 下水道事業ストックマネジメント計画改定支援	・ストックマネジメントの考え方やマネジメント手法等に係る提案	2	10
業務提案評価点合計			170
5. 価格提案評価点		—	30
総合評価点			200

※枚数については上限を示す。

※提案資料1枚の大きさは日本産業企画A列4番とし、フォントサイズは10ポイント以上とすること。また、2アップ印刷は認めない。